



ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

全社協の「送迎サービス補償」

全国社会福祉協議会の「送迎サービス補償」は、社会福祉協議会をはじめその構成員や会員のボランティア、ボランティアグループや団体などが行う移送・送迎サービスにおける利用者の傷害事故を補償する制度として平成8年に発足しました。移送・送迎サービスにともなう万一のケガに備えて、ぜひご利用ください。なお、実施形態により2つのプランからお選びいただけます。

加入プラン

プラン	補償範囲	被保険者 補償を受けられる方
Aプラン (利用者特定方式)	送迎サービス利用者が送迎サービスの管理下中にケガをされた場合補償されます。 交通事故のみならず一般のケガも対象となります。	送迎サービス利用者
Bプラン (自動車特定方式)	送迎サービス利用者の特定する自家用自動車に搭乗中にケガをされた場合補償されます。	特定した自動車に搭乗中の送迎サービス利用者、同乗者、運転手を含みます。

対象となる事故例

Aプラン (利用者特定方式)

利用者の自宅から送迎車まで付き添って歩いている途中、利用者が転倒してケガをされ通院した。



Bプラン (自動車特定方式)

特定した自動車に搭乗中、交通事故に会い、サービス利用者・運転手を含む全員が大ケガをして入院した。



保険金額と保険料 (1口あたり) 各プランともに2口までご加入できます。(保険期間1年)

	Aプラン (利用者特定方式)	Bプラン (自動車特定方式)
死亡保険金	345.2万円	351.5万円
後遺障害保険金	345.2万円 (1級) - 13.808万円 (14級)	351.5万円 (1級) - 14.06万円 (14級)
入院保険金日額	3,400円	4,000円
手術保険金	入院手術	34,000円
	外来手術	17,000円
通院保険金日額	2,200円	2,600円
保険料	利用者1名利用日数1日あたり20円 1申し込みにつき最低保険料1,000円	(自家用乗用車・自家用貨物車とも) 法定乗車定員1名あたり1年間2,000円

【ご加入にあたって】

※自動車には身体障害者輸送車を含みます。なお、営業用自動車はご加入いただけません。 ※乗車定員は車検証に記載されている法定乗車定員をいいます。

※株式会社、有限会社などの営利企業はご加入いただけません。 ※このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、送迎サービス補償パンフレットをご覧ください。

ふくしの保険ホームページからもご覧いただけます。 **ふくしの保険** <http://www.fukushihoken.co.jp/>

<取扱代理店>株式会社福祉保険サービス
〒100-0013東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763

<引受保険会社>損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154

SJNK17-10580 2017/08/22

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp>